



鹿行ニュース No.41

令和3年9月6日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光
(公印省略)

日行連より令和3年9月1日付日行連発第696号「軽自動車OSSのシステム仕様変更」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長 様

日行連発第696号
令和3年9月1日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

軽自動車OSSのシステム仕様変更について（周知）

軽自動車検査協会より、令和3年10月1日以降、自動車の検査の際に支払う手数料として技術情報管理手数料が追加されることに伴う、軽自動車OSSシステムの仕様変更について連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトに周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

記

【添付】

1. 軽自動車OSSのシステム仕様変更について
2. 軽自動車OSS利用規約_20211001改定予定
3. 申請状況照会の操作手順
4. 税・手数料納付の操作手順

【軽自動車OSSポータルサイト】

<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/news/index.html#2021083001>

以上

※詳細については、上記記載のURL【軽自動車OSSポータルサイト】及び日行連会員サイトにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。